## 第 28 回下妻市コロナウイルス感染症対策本部会議 (令和 3 年 | 月 | 5 日書面協議)

茨城県内における急速な新型コロナウイルス感染拡大に伴い、1月15日に大井川知事が臨時記者会見を行い、茨城県独自の緊急事態宣言を発令するとともに、「茨城版コロナNext」の判断指標をStage3から4に強化した。

実施期間:1月18日(月)~2月7日(日)

対象地域:県内全域

対策の内容:・県内の不要不急の外出自粛(継続)

- ・県内すべての飲食店に対し、営業時間短縮
- ・催物(イベント等)開催制限
- ・他都道府県との不要不急の往来自粛(継続)
- 出勤者数の削減 (継続)
- ・部活動の制限
- 県有施設の営業自粛
- 社会福祉施設従業員の検査(継続)

市内の感染拡大の現状と、上記の茨城県の方針を受け、市の対応は以下のとおりとする。

## 市の対応について

本市は、急速な感染拡大により、1月14日から県の「感染拡大市町村」に位置付けられており、また、県内全域を対象に県独自の緊急事態宣言が発令されたことから、以下の第27回市対策本部会議での決定事項について、2月7日まで延長することとする。その他、県の緊急事態宣言に準ずる。

- (1) 各部署のイベント、事業等について
  - 〇不特定多数の参加者が予定されているイベントや行事に関しては、原則 中止とする。
  - 〇各部署の事業については、人数制限や感染拡大予防対策を徹底し、開催 の判断は各部署等で行う。

また、リモート会議等を実施できる場合は活用する。

- (2)公共施設等の対応について
  - 〇公共施設等は、屋内・屋外を問わず、原則閉鎖とする。 ただし、施設により開設が必要と判断される場合は、その限りでない。

- (3)飲食店の営業時間短縮について
  - 〇市内すべての飲食店に対し、午後8時から午前5時まで営業自粛を要請 する。
- (4) 広報について
  - 〇ホームページに最新情報や市長メッセージを掲載する。
  - 〇防災無線を活用して、市民に注意喚起する。
- (5) 部活動の制限について
  - 〇県独自の緊急事態宣言の内容に準ずる
- ※上記決定事項については、感染状況や国・県の動向等により変更となる場合がある。